



北海道森林吸収源対策推進計画

令和4年（2022年）3月

北海道

目 次

第1 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間等

第2 森林吸収源対策の現状と課題

- 1 森林吸収源対策とは
- 2 北海道の森林吸収を巡る現状と課題

第3 計画の基本的な考え方

第4 計画の目標等

- 1 ゼロカーボン北海道に貢献する森林づくりのめざす姿
- 2 森林吸収量の目標
- 3 重点的な取組

第5 計画の展開方向

- 1 活力ある森林づくり
 - (1) 計画的な森林の整備
 - (2) 森林吸収量の算定対象森林の確保
 - (3) スマート林業による効率的な施業の推進と人材の育成・確保
- 2 道産木材の利用促進
 - (1) 長期間炭素を固定する木材利用の促進
 - (2) 道産建築材の安定供給
 - (3) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- 3 企業等と連携した森林づくり
 - (1) 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進
 - (2) 森林吸収源対策に関する道民理解の促進

第6 計画の推進体制等

- 1 推進体制の整備
- 2 森林吸収源対策に取り組む方に求められる役割

第 1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

本道の面積の約 7 割を占める森林は、国土の保全や水源の^{かん}涵養などの役割を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化の防止に貢献しています。また、森林から産出される木材は、炭素を長期的に固定することに加えて、製造時等のエネルギー消費が比較的少ない資材であるとともに、エネルギー利用により化石燃料を代替することから、二酸化炭素の排出削減にも寄与しています。

令和 3 年（2021 年）8 月に公表された気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、二酸化炭素の累積排出量を制限し、少なくとも二酸化炭素正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある」とされています。

国では、令和 2 年（2020 年）10 月、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3 年（2021 年）6 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として規定するとともに、同年 10 月、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス削減目標を、平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減から 46%削減に引き上げました。このうち、森林吸収量の目標は、平成 25 年度（2013 年度）総排出量の 2.7%に相当する約 3,800 万 t-CO₂とされており、森林吸収源対策として、令和 3 年（2021 年）6 月に閣議決定した「森林・林業基本計画」に示された適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るための施策に総合的に取り組むこととしています。

こうしたことを踏まえ、道では、国に先駆けて 2050 年の「ゼロカーボン北海道」を宣言し、その実現に向け、令和 4 年（2022 年）3 月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」を改定したところであり、全国一豊かな森林に恵まれた本道の優位性を活かし、ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう、森林吸収量の維持、増加に向けた森林吸収源対策のさらなる充実・強化を図るため、「北海道森林づくり基本計画」の改定とあわせ、「北海道森林吸収源対策推進計画（以下「本計画」という。）」を改定しました。

なお、道では、平成 30 年（2018 年）12 月、S D G s の目標（ゴール）等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示す「北海道 S D G s 推進ビジョン」を策定し、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体で S D G s の推進を図ることとしています。本計画の推進に当たっては、森林吸収源対策が「気候変動に具体的な対策を」（目標 13）と「陸の豊かさを守ろう」（目標 15）を中心に S D G s の様々な目標達成に貢献していることも踏まえ、S D G s の理念との整合に留意して施策を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、本道における森林吸収源対策を具体的かつ総合的に推進するために策定するものであり、北海道森林づくり条例（平成 14 年北海道条例第 4 号）第 9 条の規定に基づき策定した北海道森林づくり基本計画の施策別計画として位置付けます。

また、本計画の着実な推進を通じて、北海道地球温暖化対策推進計画との整合を図り、本道の地球温暖化対策に積極的に貢献します。

3 計画期間等

本計画は、北海道森林づくり基本計画や、北海道地球温暖化対策推進計画との整合を図り、計画期間を令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までとします。

また、本計画については、計画の進捗状況や社会情勢の変化、北海道森林づくり基本計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

<持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : S D G s）>

平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがあります。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、N G O、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものです。



第2 森林吸収源対策の現状と課題

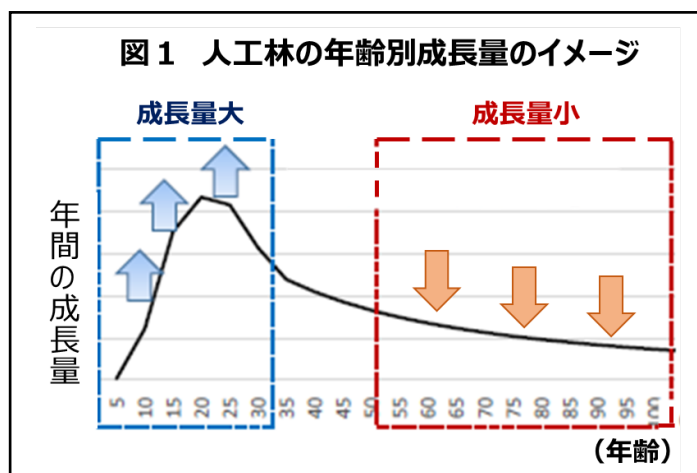
1 森林吸収源対策とは

(1) 森林による吸収

森林を構成する樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。若い森林では、成長量が大きく二酸化炭素の吸収能力も高くなりますが、高齢化した森林になると、成長量が下がり吸収能力は低下していきます（図1）。

我が国では、国連気候変動枠組条約の締約国会議で定められた国際ルールに基づき、森林による二酸化炭素の吸収量を、森林を構成する樹木の体積の年間増加量から算定しており、吸収量の算定対象となる森林は、平成2年（1990年）以降に間伐や植林などが行われた人工林や、法令に基づき伐採や転用などが規制されている保安林などの天然林となっています。

このため、森林吸収量の維持・増加を図るためには、成長に優れた樹木の植林を推進し、活力ある森林を育成するとともに、これまで間伐などの手入れが行われていない森林での整備を進め、吸収量算定の対象となる森林の増加を図ることが必要です。



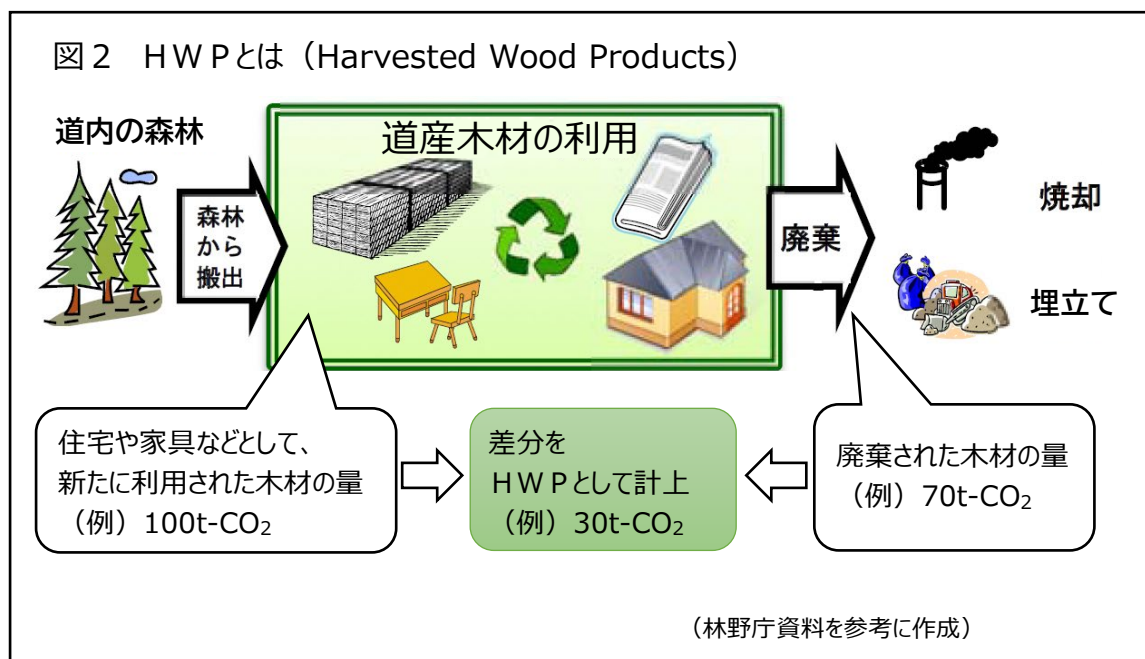
(2) 木材による炭素固定など

森林から伐採された木材は、住宅や家具など製品として利用されている間は、木材の中に炭素を固定していますが、利用後に廃棄され焼却されることなどにより大気中に二酸化炭素を放出します。

木材製品の利用による炭素固定効果については、年度内に新たに利用された木材の量と廃棄された量の差分を森林吸収量に計上することができます。以下本計画において、この計上分をHWPと呼びます（図2）。

このため、道内で産出され、利用される木材の量を増やすとともに、特に住宅資材など長期間利用される分野での利用を促進することにより、HWPの増加が可能になります。

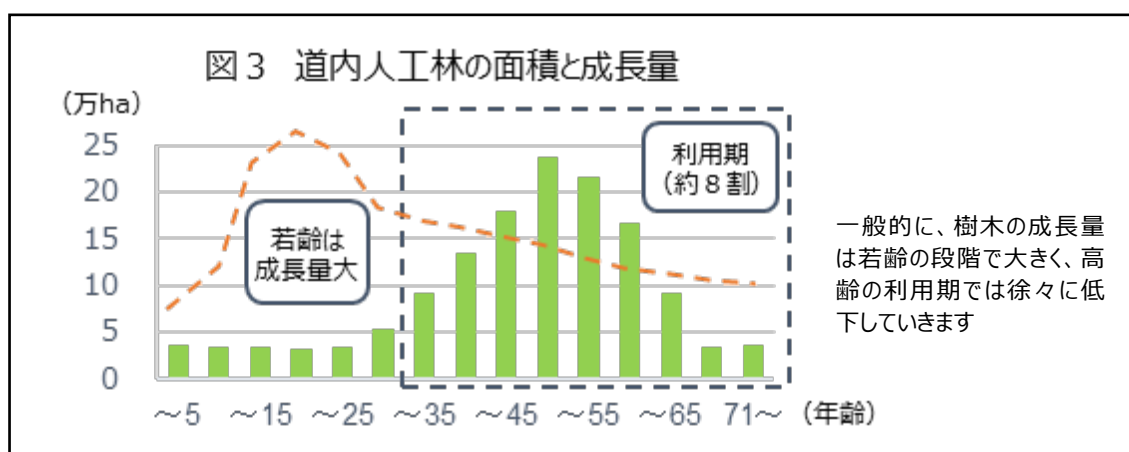
また、薪やペレットなどの木質バイオマス燃料は、その燃焼により一時的に二酸化炭素が発生しますが、伐採後の植林などにより森林として成長する過程で再び樹木に吸収・固定されることから、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、いわゆるカーボンニュートラルの特性を有しています。このため、化石燃料に代わり木質バイオマスをエネルギーとして利用することは、大気中への二酸化炭素排出の削減につながり、地球温暖化防止に貢献します。



2 北海道の森林吸収を巡る現状と課題

(1) 森林吸収量

エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がる本道の森林は、全国の森林面積の22%を占め、二酸化炭素の吸収などに重要な役割を果たしています。しかし、道内では戦後に植林された森林の割合が多く、人工林はその約8割が利用期にある一方で、高齢化が進んでおり、現状のまま推移すると、今後、カラマツやトドマツなどの人工林を中心に、成長量の低下による吸収量の大幅な減少が見込まれます(図3)。



前計画では、国の森林吸収量の目標算定の考え方を踏まえて吸収量の減少を見込み、令和12年度の森林吸収量の目標を約480万t-CO₂としており、令和元年度(2019年度)の実績は840万t-CO₂となりました(表1)。

森林吸収量を最大限に確保し「ゼロカーボン北海道」の実現をより確かなものとするためには、全国に比べ伐採後に植林される割合が大幅に高く(全国3割、道8割※平成27年(2015年)から令和

元年（2019年）の5か年平均）人工林の若返りが進みつつあることや、法令等により伐採や転用が規制された国立公園等に広大な天然林を有するなど、本道の優位性を吸収量の目標に的確に反映するとともに、森林吸収源対策をこれまで以上に強化することが必要となっています。

表 1 前計画における森林吸収量の目標と実績

区分	令和元年度（2019年度）実績	令和12年度（2030年度）目標
森林吸収量	840万 t-CO ₂	480万 t-CO ₂

（注）実績は、国の資料をもとに道独自に推計している。

（2）森林の整備・保全

人工林が利用期を迎え、伐採の増加が見込まれる中、道では、森林吸収量の確保に向けて、伐採後の着実な植林や、優良種苗の安定供給、適切な間伐の実施などを進めてきました。

伐採後の再植林対策として、市町村と協調し所有者が実施する計画的な植林に対する支援を着実に推進しました。また、北海道で開発され成長が早く二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木の増産に取り組んでいますが、需要に対する供給は4割程度となっています。

森林吸収量算定の対象となっていない長期間手入れが行われていない森林の整備に向け、森林経営管理制度に基づく意向調査が全道の9割の市町村で実施されましたが、民有林の人工林の約3割にあたる約23万haで間伐などが行われていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、森林吸収量の一層の増加に向けて、積極的に森林の若返りを図るとともに、間伐など森林の整備や、それらを担う人材の育成、ICT等を活用した森林作業の省力化などに引き続き取り組むことが必要となっています。

（3）木材及び木質バイオマスの利用

道では、人工林の計画的な伐採と着実な植林を推進するとともに、森林から産出される木材の利用を促進しているところです。

これまで、波及効果が高い公共建築物の木造化・木質化を促進するとともに、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの立ち上げやCLTなど道産木材の新たな需要の拡大に取り組みました。

近年、製材・合板等の木材利用量は横ばいで推移していますが、令和3年（2021年）に入り、北米やヨーロッパなどから輸入される建築材の減少に伴い、建築材価格が高騰しており、道産建築材の需要が高まっています。

工務店やプレカット工場などのニーズに応じた安定的な製材の供給を進めるため、建築材などの付加価値の高い製品の加工・流通体制の整備を促進しているところですが、建築用製材の出荷量は横ばいで推移しています。

今後は、住宅のほか、店舗・オフィスなど非木造が主流となっている建築物、家具や日用品など幅広い分野において、「HOKKAIDO WOOD」のブランド化や工務店・プレカット工場と製材工場とのマッチングに取り組み、道産木材の利用促進と品質や性能の確かな道産建築材の供給力の強

化を図ることが課題となっています。

また、木材利用での炭素固定量であるHWPについては、国が都道府県別の算定方法を示していないことから、前計画の目標には計上していませんでしたが、吸収量の確保に向け、道独自の算定により目標に反映することが必要です。

さらに、木質バイオマスのエネルギー利用については、公共施設や事業所での木質バイオマスボイラーの導入や発電施設の稼働などにより利用量は増加しており、今後も利用施設等の整備や原料の安定供給などを進めることが必要です。

(4) 道民参加の森林づくり

森林吸収量を確保するためには、道民や企業などの多様な主体と連携し、幅広い参画を促すことにより、森林づくりの輪を広げていくことが重要です。

道では、道民や企業などを対象に地球温暖化防止に貢献する森林づくりや木材利用への理解の促進を図るとともに、森林や木材にふれあう機会の創出に取り組んでおり、民間主催や道と民間との共催による木育活動の数は 241 回（令和元年度（2019 年度）末現在）となり、「木育に関心がある道民の割合」の実績は令和 3 年度（2021 年度）には約 66%まで上昇（平成 28 年度（2016 年度）：約 40%）するなど、道民の木育に対する関心は高まっています。

近年、企業等による森林づくり活動などへの関心が高まり、また、その活動が多様化していることから、企業等と連携した取組を一層推進するとともに、企業ニーズなどを踏まえた森林づくり活動の促進や道有林等のオフセット・クレジットの活用などが必要となっています。

第3 計画の基本的な考え方

地球温暖化対策の一層の強化が求められている中、道では、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めることとしています。

本道は、全国一豊かな森林資源に恵まれていることに加え、伐採後の植林の割合が全国に比べて高く、持続的な森林づくりや木材生産が可能といった優位性があり、こうした優位性を活かし、減少が見込まれている森林吸収量を維持し、増加を図るための対策が求められています。

このため、道では、森林吸収源対策の現状や課題、北海道森林づくり基本計画の見直しなども踏まえ、成長力が高い活力のある森林の整備や、幅広い分野における道産木材の利用の一層の促進、道民や企業等と連携した森林づくりの促進などの対策を重点的に進め、森林吸収源対策の充実、強化を図り、我が国の脱炭素化を牽引するゼロカーボン北海道の実現に向けた本道の森林づくりを着実に進めます。

■ 本道の優位性（これまでの主な取組と成果）

本道では、これまで、全国一豊かな森林資源を背景に、林業・木材産業が地域の基幹産業として発展してきており、道民との協働により百年先を見据えた森林づくりに関する基本理念や施策の基本となる事項を定めた「北海道森林づくり条例」の制定や、「木とふれあい、木と学び、木と生きる」取組をすすめる「木育」の提唱など、全国に先駆けて森林づくりに関する体制を整備してきました。

また、昭和後期より市町村と連携した再植林対策に取り組み、伐採後の再植林の割合は全国の3割程度に対し本道では8割を超えるなど、全国に比べ森林の若返りが進みつつあるほか、高性能林業機械の導入やICTを活用したスマート林業の展開による伐採作業の効率化や植林作業の低コスト化、二酸化炭素吸収能力に優れた品種であるクリーンラーチの開発、森林に関する様々な情報を道と市町村が一元的に管理する森林統合クラウドシステムの導入による効率的な資源管理、全国の約6割を占める持続可能な森林経営に関する森林認証の取得、官民連携による道産木材のブランド化を進める「HOKKAIDO WOOD」の展開などに取り組んでいるところであり、木材の自給率は全国を大きく上回る約6割となるなど、全国に比べて森林吸収量を維持し、増加させるための条件が整っています。

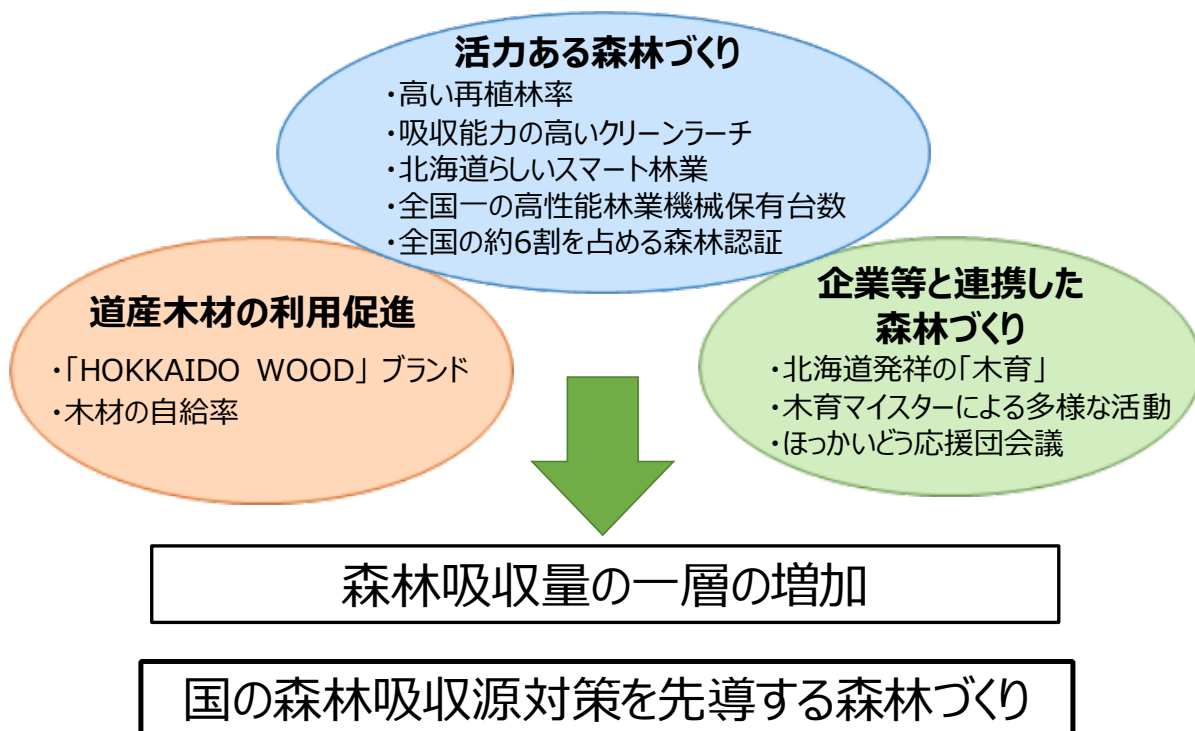
第4 計画の目標等

本計画では、北海道地球温暖化対策推進計画の計画期間と整合を図り、令和12年度（2030年度）の森林吸収量の目標を定めます。

1 ゼロカーボン北海道に貢献する森林づくりのめざす姿

道では国に先駆けて2050年の「ゼロカーボン北海道」を宣言しており、我が国の脱炭素化を牽引する道の取組に大きな期待が寄せられています。

このため、道では、道民をはじめ、市町村や林業・木材産業関係者、ほっかいどう応援団会議に参画する企業等との緊密な連携・協力により取組の裾野を広げながら、計画的な伐採と着実な植林や、クリーンラーチ苗木など優良種苗の安定供給、市町村との連携による手入れが行われていない森林の整備など活力ある森林づくりの推進と、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力強化や住宅など建築物や木質バイオマスのエネルギー利用など幅広い分野における道産木材の利用促進による森林吸収量の一層の増加を図り、国の森林吸収源対策を先導します。



2 森林吸収量の目標

国の森林吸収量の目標は令和 12 年度（2030 年度）に向けて減少しますが、全国に比べて高い再植林率などの本道の優位性の反映や、クリーンラーチなどを活用した植林面積の増加、手入れが行われていない森林の整備など道独自の対策の効果、HWP の算定などにより、令和 12 年度（2030 年度）の道の森林吸収量の目標を、令和元年度（2019 年度）の実績である 840 万 t-CO₂を上回る 850 万 t-CO₂に設定します。

区 分	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標
森林吸収量	840 万 t-CO ₂	850 万 t-CO ₂
うち HWP	—	28 万 t-CO ₂

(注) 算定の詳細は、別添参考資料のとおり

3 重点的な取組

森林吸収量の目標達成に向けて、次の 3 つの重点的な取組を推進します。

- 1 活力ある森林づくり
 - (1) 計画的な森林の整備
 - (2) 森林吸収量の算定対象森林の確保
 - (3) スマート林業による効率的な施業の推進と人材の育成・確保
- 2 道産木材の利用促進
 - (1) 長期間炭素を固定する木材利用の促進
 - (2) 道産建築材の安定供給
 - (3) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- 3 企業等と連携した森林づくり
 - (1) 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進
 - (2) 森林吸収源対策に関する道民理解の促進

重点的な取組の実施に当たっては、I C T 等のデジタル技術を最大限に活用しつつ、森林の有する国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全といった地球温暖化防止以外の公益的機能の高度発揮に十分配慮しながら、S D G s の達成にも貢献できるよう、総合的に施策を推進します。

第5 計画の展開方向

「第4 計画の目標等」の「3 重点的な取組」に沿って、令和12年度までの計画の展開方向と、森林吸収源対策の具体的な施策と関連する指標を示します。

1 活力ある森林づくり



計画的な伐採と着実な植林や、手入れが行われていない森林の整備などによる、二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森林づくりを進めます。

(1) 計画的な森林の整備

計画的な伐採と着実な植林による積極的な森林の若返りを進めるため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

計画的な伐採と着実な植林の推進

利用期を迎えた人工林の積極的な若返りに向け、森林計画制度に基づく森林整備が適切に進むよう、森林所有者や市町村への支援など、地域関係者との連携・協力を進めます。

- ・伐採後の着実な植林が行われるよう、作業の省力化・低コスト化を進めつつ、森林所有者の負担を軽減し、植林面積の増加を図ります。
- ・計画的な伐採と着実な再植林を効率的に推進するため、森林所有者による森林経営計画の作成を支援します。
- ・傾斜が緩いなど効率的な森林整備が可能な箇所において、重点的に路網を整備するほか、再植林の促進に向け、市町村による「特に効率的な施業が可能な森林」の設定を支援します。

二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木などの優良種苗の安定供給

成長が早く二酸化炭素吸収能力に優れたクリーンラーチ苗木など、優良種苗を増産するため、新たな育苗技術の検証を行うとともに、生産者の育苗技術の向上のための普及を進めます。また、道有採種園の計画的な改良・整備を行うとともに、クリーンラーチ採種園の整備について、民間事業者に対する技術指導に取り組みます。

- ・クリーンラーチ苗木を増産するため、さし木生産の分業化を進めるとともに、新たな育苗技術の導入に向けた技術的検証に取り組みます。
- ・成長などに優れた母樹を育成し、優良な種子を安定的に確保するため、民間採種園の整備に対する支援や道有採種園の整備・維持管理を計画的に進めます。

(2) 森林吸収量の算定対象森林の確保

平成2年(1990年)以降に間伐や植林などが行われていない人工林の整備を進めるほか、法令に基づき伐採や転用などが規制されている保安林などの天然林の確保を図るとともに、森林吸収量の算定基礎となる森林資源の的確な把握を推進するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

手入れが行われていない森林の整備

所有者による適切な森林の経営・管理が行われず、森林吸収量の算定対象になっていない森林などについて、水源の涵養^{かん}や地球温暖化の防止といった公益的機能の発揮を図るため、森林経営管理制度や森林環境譲与税などを活用した森林整備を進めます。

- ・道と市町村、関係団体などが参画する協議会を各振興局に設置し、各市町村における森林吸収量の現状や課題、手入れが行われていない森林の所在をはじめ、森林環境譲与税を活用した先進的な取組事例など情報の共有化を図ります。
- ・各市町村に設置され道や関係機関等が参画する「市町村森林整備計画実行管理チーム」の活動を通じ、森林経営計画や経営管理権集積計画の策定を支援するなど、手入れが行われていない森林の間伐など適切な森林整備を促進します。
- ・広葉樹と混交している針葉樹人工林において、必要に応じて間伐等を繰り返し、針広混交林化を図ります。

適切な保安林等の配備と保全の推進

保安林の計画的な指定や保安林制度の適切な運用による保全に努めます。また、気象害等により公益的機能が低下した保安林の計画的な整備と、地域と連携した森林パトロールなどによる、適切な森林管理・保全を推進します。

- ・暴風や豪雨等により機能が低下した保安林の早期回復や機能の持続的発揮を図るため、治山事業等による計画的な整備や維持管理に取り組みます。
- ・森林の無許可開発行為などから森林を守るため、国や市町村との連携や地域住民の協力による森林パトロールに取り組みます。

I C T等を活用した森林資源の的確な把握

森林吸収量算定の前提となる森林資源情報の的確な把握のため、道総研とも連携し、U A Vや航空レーザ計測、衛星画像など先進技術を活用した資源把握手法の確立や森林調査簿の更新を進めます。

- ・航空レーザ計測等を活用した新たな資源把握手法を確立し、広域にわたる森林の樹種や資源量の効率的な把握に努めます。
- ・森林資源調査を計画的に進め、樹種ごとの年間成長量を推計するモデル(収穫テーブル)の精度向上を図ります。

(3) スマート林業による効率的な施業の推進と人材の育成・確保

地形が平坦で、高性能林業機械の導入が進んでいるなどの本道の特性を踏まえ、I C T等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を展開し、森林施業の低コスト化や省力化に取り組み、効率的な施業の定着を推進します。

また、全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、森林づくりを担う人材を確保するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

森林施業の低コスト化・省力化の促進

高性能林業機械の導入や市場を通さない木材流通など、北海道の林業・木材産業の特徴を活かし、I C T等の先進技術の導入を図るなど、「北海道らしいスマート林業」の推進などにより、森林施業の低コスト化・省力化を促進します。

- ・植林作業や植林後の下草刈りの省力化などを進めるため、自走式下刈機械の利用や遠隔操作技術等の実証・普及促進に取り組みます。
- ・I C Tハーベスタなどを活用し、需要動向を踏まえた採材や、材積データによる流通などの実証成果の普及を進め、効率的で生産性が高い木材サプライチェーンマネジメントの構築を進めます。

地域の森林づくりを担う人材の育成・確保

林業の魅力発信による担い手確保や、段階的なキャリア形成支援などに取り組むとともに、北森カレッジにおいて、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成します。

- ・S N S等の多様なツールを活用し、都市部の移住希望者などに林業の魅力を発信するなど新規参入者の確保に取り組みます。
- ・林業の基礎的技術や現場管理、経営に求められる知識など段階的かつ体系的な研修を進め、林業従事者のキャリア形成支援などに取り組みます。
- ・北森カレッジにおいて、地域や産学官と連携したオール北海道の体制のもと、I C T等の新たな技術の活用や、道内各地の森林を活用した実践的な教育により、本道で活躍する人材を育成します。

<関連指標>

区 分	令和元年度（2019年度） 実績	令和12年度（2030年度） 目標
植林面積	9,889ha	12,700ha
グリーンラーチの利用・生産本数	16万本	120万本
育成林の森林経営対象森林率 （FM率）（注1）（注2）	70%	75%

（注1）森林経営対象森林とは、育成林においては、森林を適切な状態に保つために平成2年（1990年）以降に森林施業（更新、保育、間伐、主伐）が行われた、森林吸収量の算定対象となる森林

（注2）国有林は除く

2 道産木材の利用促進



木材利用により森林吸収量を確保するため、住宅や商業施設など長期間炭素を固定する建築物や家具等における道産木材の利用を促進するとともに、化石燃料に代わり二酸化炭素の排出削減に大きな役割を果たす木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

(1) 長期間炭素を固定する木材利用の促進

建築部材や家具など、長期間炭素を固定する製品に道産木材の利用を促進するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化

道民の身近に「HOKKAIDO WOOD」がある暮らしを実現するため、幅広い分野の企業と連携し、多様なツールを活用しながら、「HOKKAIDO WOOD」の魅力をPRするなど、ブランド力の強化に取り組みます。

- ・WebやSNS等を活用した情報の発信や、道外、海外の展示会において、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、多様な道産木材製品の需要拡大に取り組みます。
- ・「HOKKAIDO WOOD」のブランド力強化に向け、ゼロカーボンやSDGsなど、環境配慮社会の実現に関心のある幅広い分野の企業との連携を広げ、製品やパンフレットなどでのロゴマーク等の活用を促進します。

住宅や建築物等における道産木材の利用促進

ゼロカーボンへの貢献の見える化など、建築主や工務店等が道産木材を利用する意義やメリットを実感できる取組を進めるとともに、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、道産木材の利用促進を図ります。

- ・住宅では「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」制度、非住宅では「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度等において、建築物の炭素固定量を見える化するなど、木材利用による地球温暖化防止効果を広く発信し、道産木材の利用を促進します。
- ・木造建築物等の知識・技術を有する市町村職員や設計技術者などの育成を図る研修会等を実施し、公共施設や民間施設、中高層建築物等の木造化・木質化に取り組みます。

HWPによる炭素固定量の確保

本道の森林から産出された木材の製品としての利用による炭素固定効果を見える化するため、道総研・林産試験場の協力の下、本道におけるHWPを道独自に算定し、森林吸収量として計上します。

(2) 道産建築材の安定供給

建築材などの付加価値の高い品質・性能の確かな道産木材製品の安定供給を促進するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

品質や性能の確かな製品の供給体制の構築

輸入材から道産木材への転換を図るため、国の事業等を活用しながら生産施設等の整備を促進するなど、市場ニーズに応える品質・性能を持った建築材の安定供給体制を構築します。

- ・建築材として求められる強度や含水率など、品質・性能が確かな製品を生産するための木材乾燥施設等の整備を支援します。
- ・道産建築材の利用を拡大するため、市場が求める需要規模に対応可能な生産施設等の整備を支援します。

道産トドマツ建築材の生産・流通体制の構築

建築分野での道産トドマツの利用を拡大するため、地域の資源量や利用量を踏まえながら道産トドマツ建築材の生産・流通体制を構築します。

- ・国有林や関係団体と連携し、道産トドマツ原木を安定供給するための流通体制を整備し、販売規模の拡大に取り組みます。
- ・木材関係団体と連携しながらプレカット工場等と製材工場とのマッチングを促進し、トドマツ建築材の需要の拡大と供給力強化を図ります。

(3) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

化石燃料から木質バイオマスへのエネルギー利用の転換は、森林資源の有効活用と同時に二酸化炭素排出量の削減につながることから、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

木質バイオマスボイラー等の導入による利用促進と普及啓発

森林内に残される枝葉や、樹木の根元などを有効に活用するため、木質バイオマスボイラー等の導入促進や、木質バイオマスのエネルギー利用の意義の普及啓発などを行います。

- ・地域内での木質バイオマス利用を促進するため、木質バイオマスボイラーなどの導入を支援します。
- ・熱利用設備の導入に向けた技術研修会などを開催し、木質バイオマスエネルギー利用の導入効果などを普及します。

木質バイオマスの安定的・効率的な供給体制の構築

熱供給や熱電併給施設、発電施設における木質バイオマスの利用を促進するため、利用施設等の整備を進めるとともに、製材用などの供給に影響が生じないよう、関連企業や国、関係自治体の連携強化を図ります。

- ・木質バイオマスを効率的に収集する機械等の導入支援や集荷手法の普及など、原料を低コストで安定的に供給する体制づくりを進めます。
- ・国の事業等を活用しながら、熱供給施設や発電施設等で利用する木質バイオマスの供給施設の整備を支援します。

<関連指標>

区 分	令和元年度（2019年度） 実績	令和12年度（2030年度） 目標
製材・合板等の需要における 道産木材の割合	69%	75%
品質・性能の確かな 建築材の生産比率	58%	74%
木質バイオマス エネルギー利用量	138 万m ³	195 万m ³

温室効果ガスの排出削減やSDGsの達成に対する企業や道民などの関心の高まりを踏まえ、森林づくりへの幅広い参画を促進します。

(1) 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

企業等と森林所有者が連携した森林づくりを促進するため、環境保全に関心のある企業等に対して、森林づくり活動への参加を促すとともに、活動の場の確保に向け、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

企業等に対する木育活動への参加の働きかけ

SDGsや温室効果ガスの排出削減など、環境保全に関心のある企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけます。

また、木育マイスターや企業等と連携し、多くの道民に参加いただける木育活動の実施を推進します。

- ・森林づくりに関心のある企業等とフィールドを提供する所有者をマッチングする「ほっかいどう企業の森林づくり」の仕組みや取組事例について、SNSやホームページ、パンフレット等を活用し広く発信するとともに、環境関連イベントへの出展などを通じ、環境保全に関心のある企業に対し重点的に参加を働きかけます。
- ・道民や企業等からの木育活動に対する多様なニーズに応えるため、活動をコーディネートする木育マイスターの更なる育成やスキルアップを図るとともに、企業等による道民を対象とした木育イベントの実施を支援します。

企業等のニーズにあった森林づくり活動の促進

企業や国、市町村、林業関係団体を構成員とする協議会を新たに設置し、企業等のニーズに応じた森林づくり活動を促進します。

- ・協議会において、企業等に対する活動フィールドの提案や、森林づくりに関するアドバイザーの育成手法の検討を行うとともに、優良事例を広く発信します。

道有林におけるオフセット・クレジットの販売促進

間伐により発生した吸収量のオフセット・クレジットを、同様の取組を実施している市町と連携し、販売します。

- ・環境保全に関心のある企業等に対して、森林吸収によるクレジットの効果やメリットについて、普及・PRを行うとともにクレジットを販売します。

(2) 森林吸収源対策に関する道民理解の促進

森林吸収源対策を着実に進めるためには、森林による二酸化炭素の吸収、固定や木材による炭素固定などに対する道民一人一人の理解が不可欠であることから、森林や木材に関する情報の発信やふれあう機会の充実など、木育活動の推進を通じて、道民理解を促進します。

【具体的な施策の展開】

森林や木材に関する情報の提供

森林づくりや道産木材の利用に対する理解を深めるため、森林の働きや、林業・木材産業に関する情報、「HOKKAIDO WOOD」の取組、「木の良さ」や地域材利用の意義などについて、SNSや各種イベントを通じて、道民に発信します。

- ・森林づくりによる二酸化炭素の吸収や道産木材による炭素の固定等について、ホームページによるPR動画などの配信、SNSや冊子による情報発信のほか、北海道・木育フェスタ等における植樹や育樹、木工体験などの木育イベントを通じて広く情報を提供します。

道民が森林や木材とふれあう機会の確保

市町村や、企業、木育マイスター等と連携し、道民が様々な形で森林や木材とふれあう機会を提供します。

- ・北海道植樹祭や、道民の森、道有林、市町村有林等を活用した森林観察会、大型商業施設における森林づくりや道産木材の利用について学ぶワークショップなど、道民の皆様気軽に参加いただける木育イベントを開催します。

<関連指標>

区 分	令和2年度（2020年度） 実績	令和12年度（2030年度） 目標
企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数	81回	141回

区 分	令和2年度（2020年度） 実績	令和8年度（2026年度） 目標
道有林におけるオフセット・クレジットの販売量（累積）	1千t-CO ₂	4千t-CO ₂

第6 計画の推進体制等

1 推進体制の整備

(1) 分野ごとの連携

計画の着実な推進を図るため、市町村や企業、関係団体などと連携し、重点的な取組ごとに推進体制を構築します。

① 活力ある森林づくり

地域の森林づくりで主導的な役割が求められている市町村や地元の関係団体等との連携を強化するため、振興局ごとに協議会を設置し、森林環境譲与税などを活用した森林整備の取組などを支援します。

② 道産木材の利用促進

家具や住宅をはじめ、幅広い分野において、道産木材の利用を促進するため、北海道と林業・木材産業関係団体等からなる「道産木材製品販路拡大協議会」において、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの浸透による販路拡大に取り組みます。

③ 企業等と連携した森林づくり

企業や国、市町村、林業関係団体が参画する協議会を設置し、企業等の森林づくり活動に関するニーズの把握や、森林整備を行うフィールドの確保などを進めます。

(2) 試験研究機関との連携

森林吸収源対策を推進するため、道民や企業等の地域ニーズを踏まえ、国や道の試験研究機関と連携し、研究成果の普及や指導に取り組むとともに、森林吸収量の確保に向けた新たな試験研究や技術開発を進めます。

具体的には、二酸化炭素吸収能力が高く、成長の早いクリーンラーチなどの種苗の増産、森林及び伐採木材製品による炭素吸収量・固定量の評価、森林資源の把握、道産木材を利用した都市の木造化・木質化、土木分野における新たな活用、木質バイオマスの利用促進などについて、特に連携を強化して進めます。

2 森林吸収源対策に取り組む方に求められる役割

(1) 道民の役割

森林吸収量の維持、増加に向けては、道民一人一人の参画により、森林づくりの輪を広げていくことが重要です。森林による二酸化炭素の吸収、固定や、道産木材の利用による炭素固定などの森林吸収源への理解を深めながら、身近な森林の保全活動や、木育イベントや植樹祭など地域で開催される森林づくりの活動に参加するとともに、住宅や家具、日用品など暮らしの身近なところに

道産木材を利用するなど、森林吸収源対策に積極的に取り組むよう努めることが必要です。

(2) 森林所有者及び林業・木材産業事業者の役割

活力ある森林づくりや道産木材の利用を進めるためには、森林所有者や林業・木材産業事業者が森林吸収源対策を理解し、事業活動に取り組むことが求められています。森林所有者は、森林吸収量を確保することに配慮して森林づくりを進めることや、地域の森林づくりへの参加や協力を努める必要があります。また、林業・木材産業事業者は、森林による二酸化炭素の吸収、固定や道産木材の利用による炭素固定に配慮して事業活動を行うよう努めることが必要です。

(3) 企業の役割

脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展している中、企業の森林吸収源対策への自主的な取組や国や地方公共団体が実施する施策への協力が求められています。森林による二酸化炭素の吸収、固定や、道産木材の利用による炭素固定などの森林吸収源への理解を深め、従業員への環境教育を実施するとともに、森林づくりへの参加や木育イベントの開催、道産木材の利用、オフセット・クレジットの活用などの森林吸収源対策に積極的に取り組むよう努めることが必要です。

(4) 市町村の役割

住民に最も身近な基礎自治体として、率先して森林吸収源対策に取り組むとともに、地域の住民や森林所有者、企業等が森林吸収源対策に取り組むようことが求められています。地域の実情に応じて、森林経営管理制度や森林環境譲与税などを活用した森林整備や道産木材の利用、森林づくり活動のフィールドの確保などの森林吸収源対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、住民などへの情報提供や活動促進を図るよう努めることが必要です。

(5) 道の役割

本計画の推進に当たり、道は、道民をはじめ、国、市町村、森林所有者等、企業と連携し、森林吸収源対策に積極的に取り組むとともに、森林所有者や市町村、森林組合などに対し、森林吸収源対策を促進するための森林計画の作成や森林整備などに関する技術的な助言をはじめとした必要な支援を行います。

また、森林吸収源対策の必要性等について広く周知することや、道民、森林所有者、企業等が自ら取り組む森林吸収源対策に対し支援を行います。

参考資料

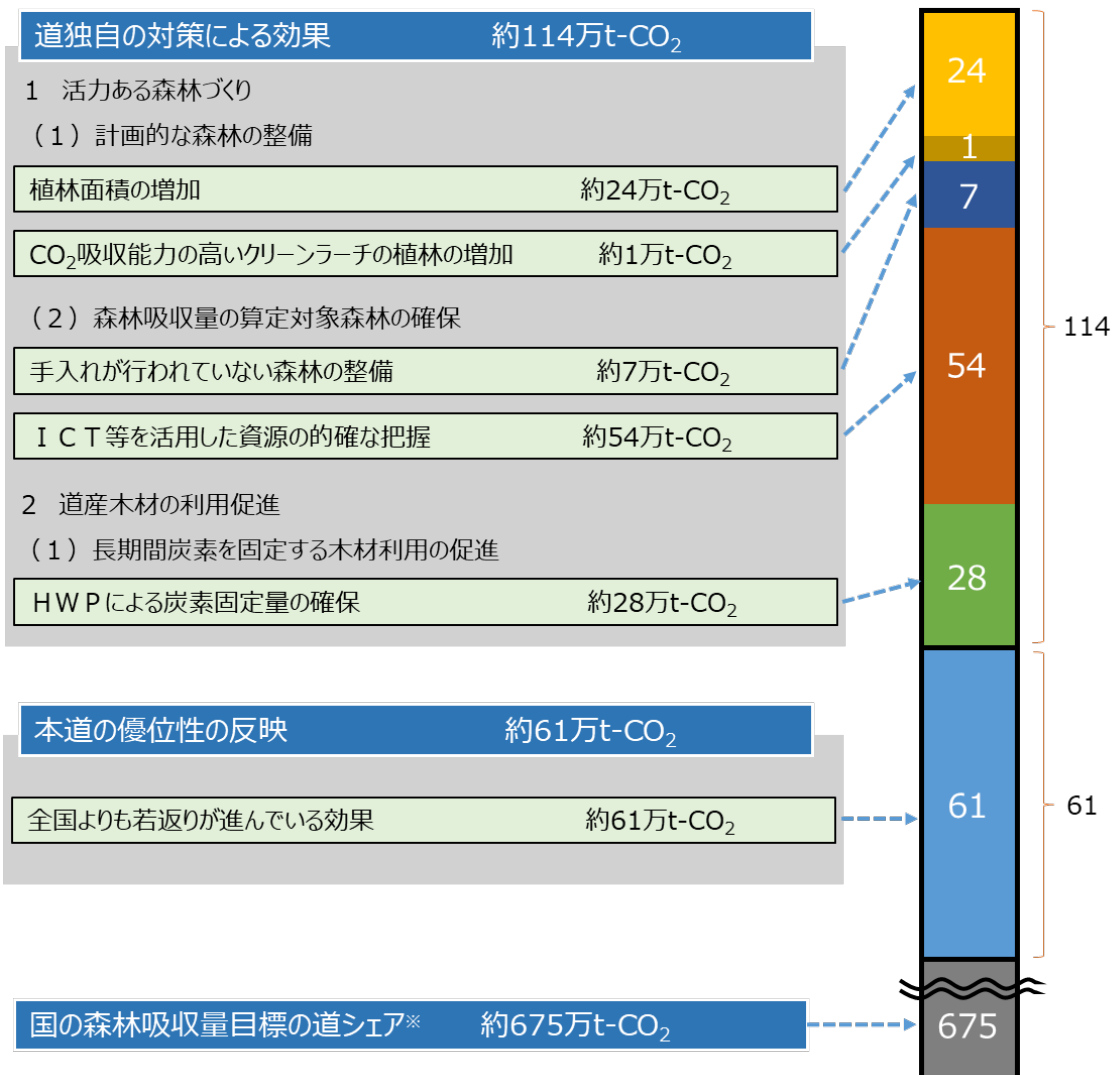
○ 令和 12 年度（2030 年度）の森林吸収量目標値算定の考え方

・目標値については、本道の優位性の反映と道独自の対策による効果を、本計画の「第 5 計画の展開方向」で示す主な対策毎の試算により積み上げて、推計した。

・森林による二酸化炭素吸収量については、令和 12 年度（2030 年度）の「森林吸収量の算定対象となる森林面積」と「平均森林吸収量」を推定のうえ、それぞれを乗じて算定している。

・HWP による炭素固定量については、国連気候変動枠組条約（U N F C C C）インベントリ報告ガイドライン及び日本国温室効果ガスインベントリ報告書に則し、全てのカテゴリを「デフォルト法」にて計算した。算定に用いた製品別の使用量については、過去の統計資料のほか、「北海道森林づくり基本計画」の目標値に基づいている。

北海道の森林吸収量目標 合計約850万t-CO₂



※上記「国の森林吸収量目標の道シェア」とは、国の目標値のうち HWP を除く森林の吸収量に、道で推計した過去 6 年間の道実績割合（道シェア分）を乗じて算定した参考値。なお、国では都道府県別の目標値内訳は算定していない。

用語解説

ア 行

【ICT】

情報通信技術 (Information and Communication Technology)。既に一般化している IT (=情報技術) とほぼ同義であるが、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【ICTハーベスタ】

採材情報の蓄積機能や通信機能を有し、素材生産情報の通信や、需要情報に応じた採材プランの提案など、ICTを活用した伐採・玉切りなどを行うハーベスタ。

【FM林】

森林吸収源の対象となる森林のことで、森林経営 (Forest Management) の略。我が国においては、育成林 (人為により成立させ維持する森林) では、1990 年以降に植栽や間伐などの手入れが行われている森林、天然生林では、法令等に基づく伐採・転用規制などの保護・保全措置が講じられている森林のことをいう。

カ 行

【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動で避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、削減努力の上で排出される分について、他の排出削減活動もしくは吸収源対策に投資すること等により埋め合わせること。

また、再生可能エネルギー導入による削減量や適切な森林管理による吸収量を、定められた方法に従って数値化し、カーボン・オフセットの仕組みを活用して取引可能にしたものを、オフセット・クレジットという。

【間伐】

林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林木の健全な成長を促す作業。

【気候変動に関する政府間パネル (IPCC)】

世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された政府間組織。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、出版された文献に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供する。IPCC は「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。

【北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～制度】

北海道木材産業協同組合連合会により認定を受けた、適切に管理された道内の森林から生産された木材を利用した住宅。

<認定の主要要件>

- ・道内の森林から伐採 (産地が証明) された木材を使用していること (使用量は、延べ床面積 1 m² あたり 0.1 m² 以上)
- ・道産木材は、全て合法性が証明されていること
- ・構造用材にあっては、JAS 認定を受けていること

【クリーンラーチ】

間伐等特措法に基づく特定母樹に指定されているグイマツの精英樹「中標津 5 号」を母親 (母樹) とし、カラマツの精英樹を父親 (花粉親) として交配したグイマツ雑種 F₁ の品種の一つ。野ねずみの被害に強いことに加えて、カラマツよりも二酸化炭素吸収能力が高く、初期成長が早い、真っ直ぐに育つ、木材の強度が優れることなどが特徴。

【公益的機能】

国土の保全、水源の涵 (かん) 養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能のうち、林産物の供給を除く機能。

【航空レーザ計測】

航空機に搭載したレーザ計測機器 (レーザを用いた距離を測るための機器) から地表に向けてレーザを連続的に発射し、レーザが反射した地上物体の三次元位置情報を取得する計測技術。

【更新】

樹木を伐採した後、再び樹木の生えた状態にすること。植林による方法と天然力を活用する方法があり、特に後者を天然更新という。

【高性能林業機械】

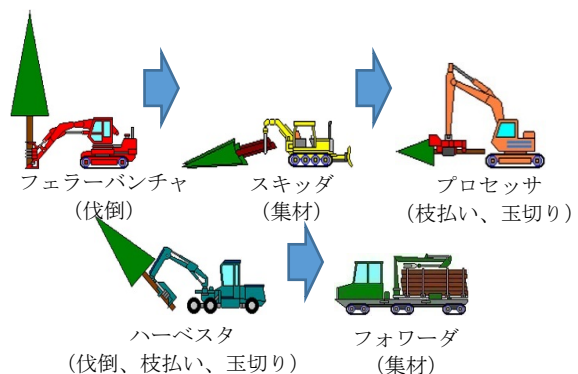
立木の伐倒や枝払い、玉切り、集材など、森林での丸太生産の工程を複数処理する作業性能の高い機械の総称。

枝払い：伐採した樹木の枝葉を幹から切り落とすこと。

玉切り：枝払いした幹を一定の長さに切断して丸太にすること。

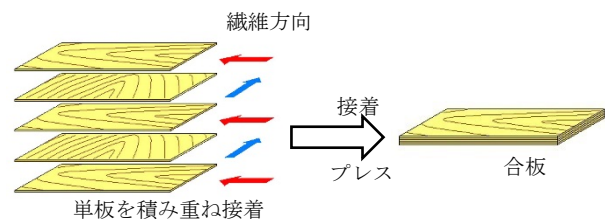
集材：丸太などを輸送に便利な地点まで集めること。

(主な高性能林業機械)



【合板】

単板の繊維方向 (木目の方向) を一枚ごとに直交させて奇数枚重ね、接着剤で接着した板。



サ 行

【採種園】

種子の採取を目的とした樹木園。成長や形質に優れた樹木が親木として植えられており、遺伝的性質の良い種子が生産される。

【さし木】

親木から枝や葉の一部を切り取り、それらを培地にさしつけて発根させることにより樹木を増やす方法。親木と同じ遺伝的形質の苗木が生産することが可能であり、種子生産量が少ない樹木でも苗木を生産できるが、樹種によって大量生産が難しい場合もある。

【CLT（直交集成板）】

ひき板を繊維方向が直交するように重ねて接着した集成板（Cross Laminated Timber）。軽量で強度に優れ、これまで難しかった中高層の木造建築を可能にするなど、木材の需要を拡大する可能性を持った面材料。

【持続可能な森林経営】

森林生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、人類の多様なニーズに永続的に対応できるような森林の取り扱いを行おうとする考え方。

【市町村森林整備計画】

森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

【針広混交林】

トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。

【人工林】

人手による植林などを行い成立した森林。

【森林環境税・森林環境譲与税】

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度（2019年度）に創設された税制度。「森林環境税」は令和6年度（2024年度）から個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として1人年額1,000円を賦課徴収することとされており、「森林環境譲与税」は令和元年度（2019年度）から市町村及び都道府県に譲与が開始されている。譲与税の用途については、市町村においては間伐などの森林整備をはじめ、人材の育成・確保や木材利用、普及啓発などの森林整備を促進する取組に、都道府県においては森林整備等を実施する市町村を支援する取組に充てることとされている。

【森林組合】

森林組合法に基づき、森林所有者を組合員として設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

【森林クラウドシステム】

道、市町村、森林組合等で蓄積される森林情報を、次世代情報処理技術（クラウド技術）で一元的に管理する森林分野における情報システム。

【森林経営管理制度】

森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。市町村は、林業経営に適した森林については林業経営者に経営

を再委託するほか、経営に適さない森林については市町村自らが管理を行う。

【森林経営計画】

森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。森林所有者等は、計画を作成し、市町村長の認定を受けることで、補助金制度や税制上の優遇措置を受けることができる。

【森林整備】

造林、下刈り、間伐などの森林施業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などにより森林を育成すること。

【森林施業】

森林を維持・造成するための伐採、造林、保育など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

【森林パトロール】

森林を無許可の開発行為、山火事、災害等の各種森林被害から守るため、国や市町村と連携し、日常的、計画的に森林の巡視を行うもの。

【スマート林業】

ICT等の先進技術を活用し、森林整備や木材流通等の効率化・省力化や生産性・安全性の向上を図る取組。道では、令和3年（2021年）3月に「北海道スマート林業推進方針」を策定し、安全で働きやすく、効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給の実現に向け、北海道らしいスマート林業を確立することをめざしている。

【生物多様性】

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

【ゼロカーボン北海道】

道内のCO₂をはじめとする温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける脱炭素社会のこと。道では、2050年までの実現を目指している。

タ 行

【地球温暖化】

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

【治山事業】

山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源涵（かん）養機能を高めるなど、安全で安心な生活環境の保全を図る事業。

【天然林】

主として天然の力により成立した森林。

【道民の森】

自然や森林とふれあい、自然と共に生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地約12,000haの中に6つの地区を設けている森林総合利用施設。

ナ 行

【日本国温室効果ガスインベントリ報告書】
国連気候変動枠組条約第4条及び第12条並びに2/CMP.8決定に基づき、日本の温室効果ガスと前駆物質等の排出・吸収に関する目録（インベントリ）を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に報告する報告書。

ハ 行

【パリ協定】

2015年12月にCOP21で採択され、2016年11月に発効した地球温暖化防止に関する新たな国際的枠組。長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度以内に抑える努力をすることを掲げ、全ての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定。

【保安林】

水源の涵（かん）養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。

【保育】

健全な森林を育成するために植林から伐採までの間に行う、下刈り、つる切り、除伐、間伐※などの作業。

【HOKKAIDO WOOD】

道産木材をPRするために道内の木材関連企業や団体、研究機関、道を構成員とする「道産木材製品販路拡大協議会」が立ち上げたブランド。ロゴマークやキャッチフレーズは趣旨に賛同する道産木材製品を扱う企業等が届け出ることによって無料で使用可能。

【HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度】

道産木材を使用し、基準を満たす建築物を道（知事）が登録する制度。登録施設には木製の登録証が掲示され、道産木材の魅力発信や認知度向上による利用拡大を図るもの。

<主な登録の基準>

- ・北海道内で完成した建築物
- ・構造材や内装材、外装材に道産木材を使用
- ・住宅は除く（兼用住宅の事務所・店舗等は含む）
- ・平成31年（2019年）4月以降に竣工

マ 行

【木育】

「森林づくり活動や木材とのふれあいを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む」取組。

具体的な活動事例として、森林散策や自然観察（森の中を散歩するなど）、植樹・育樹体験（植樹祭への参加、庭に木を植えるなど）、木工製作体験（木でおもちゃをつくるなど）、道産木製品の購入などが該当。

【木育マイスター】

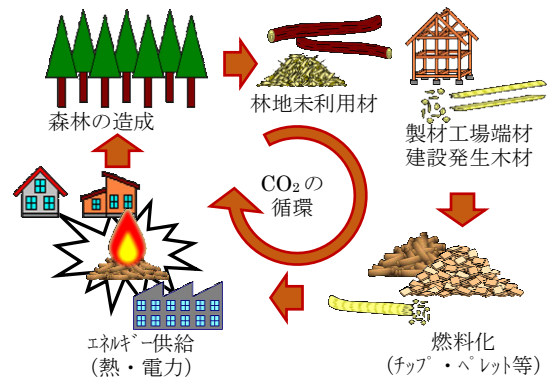
森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

【木質バイオマス】

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材時に発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

【木質バイオマスエネルギー】

森林に由来するバイオマス（bio:生命・生物 mass:集まり）から得られるエネルギー。石油などの化石燃料に比べて森林バイオマスは循環的に利用できるため、地球温暖化防止の観点から優れている。



ヤ 行

【UNFCCC】

1992年に地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして採択された国連気候変動枠組条約。同条約では、気候システムに危険な影響をもたらさない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的として、国際的な取組を進めることとされた。

ラ 行

【林業従事者】

就業している事業者の日本標準産業分類を問わず、素材生産（伐採、搬出等）、造林（地拵、植付、下刈、除伐等）、種苗生産（山行苗木）に従事する者。

【路網】

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道（幹線、支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。